

第二十四回国会
衆議院

内閣委員會議録第二十六号

昭和三十一年三月二十二日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 山本 采吉君

委員 大平 正芳君 高橋 等君

委員 保科 善四郎君 松浦 周太郎君

委員 宮澤 胤男君 石橋 政嗣君

委員 受田 新吉君

委員 池田 清志君 江崎 真澄君

委員 大坪 保雄君 北 吟吉君

委員 久野 忠治君 高瀬 傳君

委員 田村 元君 辻 政信君

委員 床次 徳二君 林 唯義君

委員 福井 順一君 眞崎 勝次君

委員 栗山 博君 山本 正一君

委員 横井 太郎君 西久保 重光君

委員 飛鳥田 一雄君 井手 以誠君

委員 石橋 政嗣君 稲村 隆一君

委員 片島 港君 西村 力弥君

委員 細田 綱吉君 三鍋 義三君

委員 森 三樹二君

出席閣務大臣

國務大臣 清瀬 一郎君

國務大臣 太田 正孝君

國務大臣 船田 中君

出席政府委員

内閣官房長官 根本 龍太郎君

法制局長官 林 修三君

厚生政務次官 山下 春江君

委員外の出席者

議員 古井 喜實君

議員 山崎 巖君

専門員 安倍 三郎君

三月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十六号 昭和三十一年三月二十二日

委員田中久雄君、山本勝市君、加藤精三君及び濱野清吉君辞任につき、その補欠として大村清一君、薄田美朝君、横井太郎君及び栗山博君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村清一君、椎名隆君、薄田美朝君、林唯義君及び飛鳥田一雄君辞任につき、その補欠として田村元君、江崎真澄君、池田清志君、久野忠治君及び井手以誠君が議長の名で委員に選任された。

委員井手以誠君及び片山哲君辞任につき、その補欠として飛鳥田一雄君及び三鍋義三君が議長の名で委員に選任された。

三月二十日

恩給法の一部を改正する法律案(野本品吉君外二名提出、参法第四号)(予)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出、衆法第一号)

○山本委員長 これより會議を開きます。

憲法調査会法案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますので、順次これを許します。西村力弥君。

○西村(力)委員 私はこの重要な憲法

改正を企図する法案、これの最終的な審査に当りまして、全部の大臣に御出席を願って、それぞれの担当分野に精魂を込めてやる場合に、現在の憲法がどのように障害となっておるか、こういう責任あるお考えをお聞きたい、こう思つて全部の大臣の御出席を願つておつたのでございますが、今見ますと、清瀬担当の大臣と提案者の山崎さんしかいらつじやないんですが、その点の取り計らいはどのようになっておりますか、一つお尋ねしたいのであります。

○山本委員長 西村君にお答えいたします。國務大臣に対する質疑の御要求がありましたので、それぞれ各國務大臣に出席を要望しておりますが、各担当の委員会、それから参議院における予算質疑等てだいたいま出席いたしておりますから、順次出席をするよう取り計らいますから、出席しておる担当國務大臣並びに提案者に対する質疑を御施行願いたいと存じます。

○西村(力)委員 順次出席を取り計らつて下さるとのことです。御苦勞までございまして、ありがとうございます。が、それでは今の御発言は、必ず全部の大臣に出席を確実に願う、やるんだ、こういう工合に私の方で受け取つてよろしうございしますか。

○山本委員長 できる限り出席されるよう取り計らいます。

○西村(力)委員 できる限りでは、決してわれわれの真剣な審議の意思を尊重したということにはならないのでは

ないか。担当大臣博学でございましてけれども、全部が全部お知りになるはずはないし、御答弁の数々を聞いておりますと、天皇が空気になるたり、さまざまそのつどそのつどの答弁でございまして、ほんとうにわれわれが、よしやろう、憲法改正の審議に本格的に取り組もうというふうな、こういう気持ちが出てこない。それでありますから、どうしてもやはり全部の大臣のお考えを聞きたい。できる限りではない、必ずそうすると、かようにお願いしたいのでございますが、いかがですか。

○山本委員長 参議院の予算總會、分科会、それから他の担当省の委員会等の都合で御要望に應じかねる場合もなはいとはいへませんので、できるだけ申し上げたのですから、御了承願います。

○西村(力)委員 いろいろ各方面に引っぱられて大へんございまして、けれども、私たちとしましては憲法の改正問題は絶対に反対だ、これを強行するのは自民党の何か意図する動きである、こういうような立場のままでこの法律を通したくない。みんなの意見を聞いて、ほんとうに正常な国家の発展を願うために、あるいは福祉国家として前進をさせるために、どうしても憲法の条章が桎梏となつて困るので、これを改正しなければならぬ、こういう考えまでわれわれも立ち至つて、この法案を通したいんだ、そうでなく、はつきり対立したままこの法案を

通すということは、私は日本の國のためによろしくないと思う。憲法改正をどういう工合にやるかという個々の改正点についての意見の対立はあつても、今憲法改正に国民全体として、その意思のもとに与野党問わず取組んでいく、こういう気持ちになるようになるまで持つていかなければならぬじゃないか、そういう考えを私は持つております。それであるから、全部の大臣に来ていただいて、とことんまでわれわれ純然なる者に對してその必要性を深く認識させてもらいたい、そういう工合に思つてゐるんです。きょうおいで願えないとすれば、この次にでも逐次おいで願つて、やはりとことんまでやつていくことが必要じゃないか。今までの提案者とこちら側の質疑応答を聞いてみると、全く觀念論的なやりとりが多いではないか。これは質問者の方が真剣であるけれども、答弁はその場その場の場をただそれとすという工合に私には聞えてならない。こういう真実の意図といふものは、単に私のいやがらせのいつものでんなんと思つて、ほんとうの話しやないかと思うのです。何とかして全國民の意思のもとに、一緒に憲法改正と取り組もうという気持ちで起るまでやつていきたいと思ふ。どうです委員長、一つきょうでやるだけやつて下さる。そうしたら残りはこの次やる、こういう工合にできませんか。

○山本委員長 西村君にお答えいたします。西村君御要求の各担当大臣中、

法務大臣は病氣欠席、重光外務大臣は外務省委員会に出席中、船田防衛庁長官、大藏大臣、厚生大臣、自治庁長官、官房長官は、参議院における予算分科会に出席中でありますので、それとにらみ合せて、本委員会にそれぞれ出席されるよう要求しておりますか。

ら、出席されたときに、それらの所管大臣に對する質問をしていただくことにして、本法案の直接の政府担当大臣である清瀬國務大臣並びに提案者の山崎君に對する質疑がありでしたら質疑を願うし、なければ他の委員の質疑を続行したいと思ひますから、さよう御了承願ひます。

○西村(力)委員 約束は議会運営のルールとして尊重しなければならないけれども、しかしその約束以上に大事なものは、辯論を尽くすということじゃないか、こういうように思う。(約束を守らないというのはどういうことなんだ)と呼び、その他発言する者あり(不規則発言をちょっと注意して下さい)。

○山本委員長 お静かに願います。

○西村(力)委員　それは私は約束を全部無視しろとは言わない。約束は、これは正常な国会の運営のために尊重しなければならぬと言っておる。だがしかし、それよりも大事なものは審議を尽く

すという問題だ。こう言っている。だから私が先ほどから言っている憲法の改正というこの大事な問題については、よしやろうという工合にわれわれの氣持が動く——ただその改正のポイント、ポイントについての意見の対立、それはあるでしょう。しかし初めからこの憲法改正についてはまったく対立したまま、今押し切られようとしている。これをやはりもっと審議を尽くして

いく必要があるのじゃないか、こう思うのです。だから全大臣の出席を私は要求しておる。その点について今個々の大臣の事情も少しお話がございましたが、それではきょう中に出席を願える大臣はどなたとどなたでございませうか。

○山本委員長　ただいま申し上げた、あなた御要求の、病氣の法務大臣以外のものは御出席を願うことにいたしております。どうぞ質疑を御施行願います。

○西村(力)委員　それでは、ただいままで私が申しましたことに對して、提案者である、また担当であられる清瀨大臣の御見解を承わりたい。

○清澤國務大臣　今委員長が答へての通りでございます。それからお互いにわが国では議院内閣制度を本旨としておりますから、内閣の責任は連帯でございまして、私が答へして、足らぬ

ところがあつたら、どうか一つほかの
人に御質問下さるのように、決して私は
質問を制限するのじやなく、他の大臣
の出席をはばむのじやございませんけ
れどもやはり勿事には常識の限度も

ございますから、どうか一つ実質について御進行情わりたいと私は希望しておるのであります。

○西村(力)委員　今の御答弁もその通りでございますが、私たちがこの憲法改正に取組もうという気持までいかにせることに對する御熱意のほどをお聞きいたしたいのです。そうでなく

て、まあとにかく二大政党対立であるから、教育上の問題についても、あるいは刑法上の問題についても、やはり政覚色が出てまっこう対立したまままゝいってやむを得ないのだ、こういう

工合にお考えのようですが、憲法でもやはりやむを得ない、これはやっぱり強行する以外にないのだ、こういう立場をとられるか、事憲法に関しては、私はそうはいきたくない、その私の気持ちに対して、清瀬大臣はどういう工合にお考えであるかという点であり

ます。
○清瀨國務大臣 あなたのお氣持を私が批判することは失礼に当たると思ひます。国会法、衆議院規則の命令するままに進行するのはかかはないと思ひます。

○西村(力)委員 私の氣持に批判を与えろということは、すなわちあなた自身の氣持を申してもらいたいということ

となんてす。このままの姿で押しつけるか、それともやはり本氣にわれわれが取り組み得るような工合に、ほんどうに情熱こめて闘得これ努める、こういう方向にこれからもやるんだ、こういう

う氣持をあなた自身がお持ちかどうかということなんです。そういう立場でやらなければいけないじゃないか、私はそう思うから、そのお氣持をお聞きしたいと思うわけです。

○清瀬國務大臣　私は議員ではござい
ますが、提案者としてここに出ておる
のであります。その議事をどう運行さ

れるかは、あなた方と委員長との間で
おきめ下さることで、前申した、議会
政治においては国会規則、衆議院規則
がなめらかに運行するように私は希望
しております。

○西村(力)委員「それではお聞きしますが、この憲法を改正すると——いろいろな改正の腹案も持っていらっしゃるようでございますが、今の憲法をあるよ方の企図せられておるような工合

に改正された瞬に、國民の復讐というものがどれだけ向上するであらうか、その点についてはどういう工合にお考えでございますか。私は今國民の最も求めておる問題は、雇用政策とかあるいは道徳の振興——しかしそれは飄忽的な道徳の秩序の向上じゃなくて、そ

の道德秩序が維持されるための総務政策の充實、こういうことをまず求めておるだろうと思う。ここで憲法論議をやつておる過程において、どれほどの人々が現在の政策のらち外に置かれて

いはまた、今三月末で、就職に漏れた若い青年たちの苦勞というものはそれほどあるか。今求めておるのはそこではないか。そして胸にすしこ、数法

○清瀬國務大臣 たびたび提案者並びに

に政府から申します通り、わが国の
繁榮及び安全が保たれるように、憲法
の改正の調査をしてもらいたいのであ
ります。必ずやりつばな成果を得る癪
りです。必すやりつばなことを期待しており
ます。

法案ができることを期待しており

○西村(力)委員　ただ調査をすると仰せられるけれども、調査をするに踏み出

す限り、改正の方向というものは当然
持っていらっしゃるはずなんです。だ
からその改正の方向が実際に国民の福
祉にどう影響するだろうかということ
を確信を持って打ち出さなければなら

ぬのじやないか。單に改正するかしないかということを調査するということではなくて、實際企図せられておることとは、改正をこうやるんだ、そのため

にその民主的な手続として一応調査会

繁榮、國民の利益のために効果をもち
なすであらう、こういう漠たる期待では
なくて、やはり實際の確信に満ちた見
通しというものをわれわれは持つてか
からなければならぬ。はつきりそれを

うしないで、ただ押しつけられた憲法だからといって、低俗な民族感情のごく一部分をゆずぶって憲法改正を押し切るうというような簡単な行き方では

いけないと思う。やはり憲法を改正することによって国民の安全、利益というものはこのように向上し得るんだという点を一応国民に示していく。単なる言葉ではなく示していくというところ

がぜひ必要だと思ふのです。今、憲法に対する国民の関心は、私から見るとまだまだ薄い。これは明治憲法の罪咎だ。欽定憲法というわけで、われわれ

はそれには一指だも触れない。明治憲法はわれわれのものじゃなかったんだ。そういう長い生活をさせられたために、このたびの憲法を喜んで、明るく見通しを持って迎えたけれども、ま

だ多くの国民は、憲法はおれたちのものだという認識が十分でない、こういうのです。それを改正するのでござい

ますが、とにかくもつと決心を持たせ
る。それにはやはり現段階に當ってけ
かくかくのごとく憲法を改正すること
によつて成果は期待せられるんだとい
うことを、國民に示すことがぜひ必要

である。私は思うのです。単に言葉で期待し得られるだろうと言われても、それだけでいたくわけには参らないということになるのではないかと思うのです。もう少し、一つ本氣な考えを

聞かせてもらいたい。

○清瀬國務大臣 今、西村さんの熱烈な御弁論を拝聴いたしました。これは憲法調査会法で、憲法改正案を出してあるのではございません。内閣では、調査会ができるまでは憲法はこう改正すべきだなどという発表はすべきものではないと思います。

○西村(力)委員 それは形式的にはその通りでございますけれども、この調査会を作ろうとするのは、かくかくの改正方向を実現しようという意図に基いている、これは間違いないことなんです。そういう意図を持たないで単に調査を始めようというふうな、こういうふうな方々は、やはりこの審議に對する今までの応答と同じように、どうもお互いに真剣に自分の至情を吐露し合つての討議になつていない御答弁ではないか、そういうことでこの法案を通す、そして日を経るに従つて結局改正というものがほつこり出てくる、こういうことになつたんです。私たちはどうもこの改正の方向に對して、この際審議をしようという氣勢を失わざるを得ないわけなんです。

もう少し今のようなごまかしの答弁じゃなく御答弁を願いたいと私は思う。調査会であるから、改正の方向について国民に必要性を訴える具体的な例は、この際具体的には言えない、こういうふうなことはとても私たちはいかぬということになつてくるんです。いかがでしよう。もう少し固を憂うる老骨清瀬先生というふうな、こういう立場で——何か言葉と言葉のやりとりのようなことじゃなく真剣な話を一つお聞かせ願いたい、こう思うんで

すが、いかがでございましょうか。

○清瀬國務大臣 いろいろ丁寧なお言葉がありましたけれども、今から調査会を作ろうという際に、政府の方でこういう憲法を希望するんだと言つては第一審議会の構成にも——ややとすると世間では御用機関になりはせぬかといわれるのでございまして、実際に内閣においては憲法案はこさえておりません。私自身の考えはありまして、それは今言ふべき時期じゃないと思ひます。しかしながら望むところは独立国にふさわしい憲法案を作つてもらいたい、こう考へておるのであります。

○西村(力)委員 こういう話をぐずぐずやつておつてもしょうがないと言へばしょうがない。(笑聲)結局やはりわれわれの討議というものが上すべりな言葉のやりとりだけで通らざるを得ないのかということになると、はなはだ残念な氣持がいたすのであります。それでは全体の閣議において、担当大臣としての御出席でございしますので、お聞きしたいと思つてございしますが、今までの応答を見ておきますと、やはり平和というものに對する希求は、お互いに熱烈なるものである、ただ政府当局あるいは自民黨の諸君の仰せられることは、平和の基礎は力のバランスにある、こういうことであります。が、大東亞戦争の突入以前のこと、力のバランス、力の均衡が平和を維持するゆゑんだ、こういう打ち出しで軍備の拡張が次から次へと行われ、結局力の均衡が戦争を誘発したという先例を、われわれは痛いほど知つておる。今も力の平和ということをして張せられるが、あつたとき戦争に突入し

た力の平和と、今力の均衡による平和と唱へていることの差異はどこにあるか。あのままの形の考え方をすれば、やはり今の力の均衡という打ち出しは、戦争に行く危険性をそのまますつとはらんでゐるわけです。われわれはそれを非常におそれる。何か平和を求められる熱烈なる希望に基いての平和の力、こういうような打ち出し方は、どういふ工合に違つてゐるのか、これはほんとに大事なことです。とにかく憲法改正は、さきさまの戦争がありましようけれども、第九条の戦争放棄というものは正を加えようといふところが、最大のポイントになりつ

つある。だからそれを改正して、力の平和を實際的に実現していくといふことになつてから、そのところまでこれが破綻しないで、ほんとに平和に行き、戦争に行かないためには、今唱へてゐる力の平和に對しては、何かそこには違つた考えがなければならぬ。それは何か、こう私は思ふのです。その点については、一体どういふ工合にお考えでございましょうか。

○清瀬國務大臣 ほんとうの平和は、西村さん、力によらない平和なのであります。カントの恒久平和、トルストイの平和です。何人も力を用いないで、人類が永久に平和になることが、眞の平和でございまして。一部の人の今でも考へておる世界連邦の思想あたりも、やはりそれでございまして。しかしわれわれ現代に生きておる者は、現代の世界情勢を知らなければならぬ。これを無視するわけにはいかない。今現に、今日たいたいといふことも、人間は発砲戦争をしております。フランスのアルジェリア、チュニスにおいてもあの通り、

地中海のサイプラスにおいてもあの通り、イスラエルとヨルダンの間にもあの通りで、今日たいたいま、ともかくもまだ人間の心のうちには、武力をもつて相争うという考えが捨てられておらないのでございまして。現にアメリカもソ連も武器をこしらへておるといふことは、トルストイのような考えをアイゼンハワーが持つておらぬ、ガンジーのような考えをブルガーニンが持つておらぬ、世界の政治家がやはり武力における争いを捨てておらぬという現状においては、やはり力の均衡のほかに平和を保つ道はないのではないかと、こういうふうな區別して考へております。

○西村(力)委員 それはフランスとアルジェリアにしましても、イスラエルの問題にしましても、あるいは台湾海峡の問題にしましても、民族としての一つの息吹き、それを圧迫しようとする武力がそれに加わる、あるいは介入しようとする武力が加わる。これをもつて武力の戦争であるという工合に見るのは、それは今の國際的な動きに對して、認識がちよつと違つてはいないか。台湾と中国の問題にしても、あの海峡の問題は、やはり極東政策というアメリカの政策が先行するからこそ、危機をはらむのだ。民族の問題として、中国自体の問題としておつた場合には、何のことはない。事実朝鮮の戦争においてもその通りなんです。そういうことから力の均衡というものが必要だといふ、こういう理論は、われわれはちよつと今の世界人類の民族独立の意欲といふものに對して、認識を欠いておるのではないかと、こう思われるのです。

まあそれはそれとしまして、とにかく力の均衡が必要だ、それこそ平和のポイントである、こういうようなことではあります。私がお聞きしたのは、大東亞戦争に入るときには、力の均衡が結局破滅に導いた。今力の均衡を唱へられるそのあなたの方のお考えと、あのとき唱へられたこととどう違ふか、こういうことなんです。力の均衡をやつて平和を築いていこう、戦争には行かないようにしよう、こういう意図を持つておるのですから、あのときとどういふ工合に違ふか、どういふ工合に違はせるか、それをお聞きたいわけなんです。

○清瀬國務大臣 あの時も今も、人間の心にまだまだ武力行使の念がぬぐい去られておらぬといふことは、同一であります。あのときもカントの恒久平和の時代に達しておらず、今日もその通りであります。ただわが国一國について考へてみれば、あの当時は、その当時の國際法で日本國家は完全なる主權國を持つておりました。これを交戦權といふのは言葉が悪いのであります。しかしながら今日日本國民は、何人も自衛をする以外の場合に武力を使おうとは考へておりません。その点が少し違つております。

○西村(力)委員 それが違つたといふことになりまして、そうすると、大東亞戦争は自衛の戦争ではなかつた、これからやるのは自衛以外の戦争はやらぬ、こういうところに違いがある、こゝなるのでございまして。そういうことになりまして、今までの御答弁とちよつと違つてくるのではないかと。大東亞戦争においても、初期においては自衛の戦であつたが、終末に至つて

これが侵略的な様相を帯びてきた、こういう答弁でありましたが、その点はどうですか。やはり大東亜戦争も自衛のためだ、こういう打ち出しでやられたのではないか。前の答弁と違ふようでございますが、その点を一つ解明願いたいと思います。

○清瀬國務大臣 前の答弁と違ふのはなく、あなたのお問いが違つております。今の國際均衡と、それから戦争前のことと違ふか、このお問いに對して私は答えたのであります。

○西村(力)委員 どういう均衡もそれは必要だ、それはあなたの所論としていいだろうと思うのですが、前にも言つた。武力均衡こそ平和に必要だ、こういった形は同じだ。今唱えておるのと違ふのは、やはり一つの破綻を来たすから、どこか違はせなければならぬ、そう問いましたところ、これはからは自衛戦争以外には絶対にやらない、こういう御答弁でありましたので、前の大東亜戦争も自衛戦争であつたという答弁と同じだから、結局力の均衡という問題は、前も今も唱えておることは同じじゃないか、こういう工合に私は受け取らざるを得ないので、いかがでございますか。

○清瀬國務大臣 あなたは太平洋戦争前の力の均衡といつたことと、われわれが今力の均衡といつたことは、どこが違ふのだというお問いから今の問答が始まつたのです。當時は日本は國際法上の獨立國たる完全なる宣戰の權利を持つておりました。不戰條約に入つておりませんでした。國際法上の權利はすべて備えておつた。今日われわれは國際法上の權利はともあれ、つまり自

衛のための武力行使のほかにほしいという決心をしておる。そこは言葉の上だけでなく、國民の心持の上においても非常に違つております。しかしながら戦争以前においても世の中はいまだ恒久平和の時期に達せず、今日においても達しておらぬという点は同一であります。

○西村(力)委員 宣戰布告を今はやれない、今はもちろんそうでしょう。しかし私が聞いておるのは、憲法を改正して第九條を改正するときは、やはり宣戰も布告をする、そういう戰時國際法の保護も受けるというやうな立場で憲法が改正される。それがすなわち力の均衡といふことになれば前の力の均衡と今の均衡を唱えられてゐることと全然違はないではないか。そういう宣戰布告の問題——今の憲法ではできない、改正すればそれはできるようにする、それが今唱えてゐる力の均衡といふこととなんです。だからそこに違ひがないではないか、こう私は受け取らざるを得ないわけなんです。とにかくこれは大事です。力の均衡によつて第九條を修正していくといふことになる大東亜戦争のときと同じですから、そこを絶対にそうでなく違はせるのだといふはつきりしたところを聞かないと、やつぱり非常に危険を感じるわけなんです。しかも現実に憲法を改正してもアメリカの一翼となつて日本の武力が発動せられる、こういうことが目に見えておる。これは否定できないことなんです。だから今言う力の均衡といふものはますますわれわれにとつては不合理であり、あるいは不安である、こういう氣持を持つてゐるわけなんです。だからその点どういふ工合に違は

せるのか、はつきりしてもらいたい。自衛戦争しかしないといふやうなことを言いますけれども、自衛戦争以外はやらないといふやうなことはあちこちの憲法にもあるわけなんです。そしてまた現在の憲法解釈でも政府としてはそれはできると言ふ。自衛戦争だけしかやらないといふからすれば、今の憲法を改正しないでも、あなたの方の解釈がまかり通つておるんだから改正の必要がなくなる。とにかく國民の一人として不安に思つておる。大東亜戦争、太平洋戦争に突入したとき、力の均衡を軍部が盛んに唱へ、それを官僚が支持し、それをすべての教育面に浸透させ、あるいは部落組織を持つて浸透させた。そういうことからとうとう破綻を来したのですが、今憲法改正をやろうとする。力の均衡がどうして平和を維持するのに必要であるから改正してそれを實現するのだ、こういうところからどういふ工合に違ふのか。決して太平洋戦争のやうな工合に破綻を来たすやうなことはないといふ制限をどうつけるか。その点について私はやつぱりどうしてももつとつきりしたお考えをお聞きしたいわけなんです。

○清瀬國務大臣 今の御説明にありました通り、今の憲法のもとにおいても自衛のための兵力は持つてゐるという解釈を持つております。しかしながら憲法でも一般の法律でも、法律は文字に書いたものでありますから、明白にこれを示しておる。人を感動せしめるくらいこれを示すといふことはやはりこれは必要なことで、これからの憲法改正は調査会で調査して下さることでありまして、ましようけれども、一層明白なりつば規定のできることを期待してお

ます。

○受田委員 関連してお尋ねしたいのですが、清瀬文部大臣は、この憲法調査会法案の担当主任大臣として、あらゆる立場からの総合的な御意見を留意されておると思ひます。従つてここに船田氏がおいでにならなくても、また法務大臣がおいでにならなくても、あなたはあらゆる問題について責任を持つて答弁できるとお考えになりますか。

○清瀬國務大臣 そのつもりであります。

○山本委員 受田君。

○受田委員 清瀬さんは大東亜戦争を自衛のための戦いであるという信念を、極東軍事裁判において東条弁護のため、堂々と述べられました。その信念は今日も變つておられませんか。

○清瀬國務大臣 先日提案者たる山崎さんのお答えになつた通りであります。

○受田委員 そうしますと、弁護人として論述せられた言葉は、今日やむなく大東亜戦争は最後は侵略に變らざるを得なかつたといふ御解釈と了解してよろしうございませうか。

○清瀬國務大臣 戦争が始まつたときは、山崎君の言われた通りであります。戦争が何年か続きます結果は、いろいろと双方から——先方もわが國に對して攻撃のはこを向けてきました。わが國もまた終始これを防いだのであります。これが歴史上どういふものであるかは今の歴史家のきめることでございます。

○受田委員 船田氏にもお尋ねしたのであります。真珠湾攻撃は宣戰の布告以前に攻撃が加へられておることは周知の事実です。昭和十六年十二月七日に真珠湾攻撃がやられておる。布告があつたのは八日であつた。すなわち宣戰布告がおくられておる。こういうやり方を大東亜戦争でやつておるのであります。これはいかなる御解釈をおとりになりますか。

○清瀬國務大臣 山崎君の、始まりは自衛権の行使だとおっしゃるのはそれです。自衛権の行使には宣戰の布告は……。

○受田委員 聞かえなかつたので、恐縮ですが、もう一度お願いいたします。

○清瀬國務大臣 宣戰の布告が真珠湾攻撃よりおこつたことは事実であります。しかしながら山崎君も始まりは自衛権の行使だとおっしゃつておる。自衛権の行使は必ずしも宣戰布告後にやるものではございません。

○受田委員 自衛権の行使は必ずしも宣戰の布告後にやるわけではないのである、こういうことになると、これは大へんな問題であつて、私は現在の憲法九條に基く解釈をこてお尋ねするものであります。自衛権の戦争は必ずしも宣戰の布告を要せずといふ清瀬さんのたゞいまの論点をもつてするならば——この間から總理は憲法九條に基いて自衛権のための戦争はできるところで答弁されております。そうすると鳩山總理の自衛戦争といふものは、宣戰の布告なくしてなし得る戦争といふことになつてゐるのではありませんか、そうすると現在の憲法においてつばに宣戰の布告なく自衛戦争ができるという解釈もできると思ふのであります。御見解いかがでしょう。

○清瀨國務大臣 自衛権の行使は、たゞたひ言う通り、敵の方から攻撃して、それに対してほかの手段を講ずるのいとまに急迫の場合の抵抗が、これが自衛権でございます。

○受田委員 先ほどの真珠湾攻撃は、そうしますとどういふ解釈になりますか、もう一度関連して御答弁願いたいと思います。

〔発言する者多し〕

○山本委員長 お静かに願います。

○清瀨國務大臣 少し聞き取れませんでした、現在の憲法でできるということじゃございません。しかしながら自衛権の行使というものは、全体として、敵が侵略して、ほかの手段をとるのいとまなし、この場合にできるということが、これが国際法上、ウェプスター國務長官以来の自衛権成立に関する解釈でございます。

○受田委員 あなたは国際法上の解釈について、私さうにお尋ねを続けたいのでありますが、現在の憲法第九条によつて、総理は自衛のための戦争はできると答弁されておるのであります。自衛戦争の可能を論じておられるのであります。しかし自衛のための戦い、それは急迫不正の侵害に対してなし得るといふことになれば、宣戦布告なくして自衛戦争を現在の憲法でなし得るではないかと私はお尋ねしておるのです。

○清瀨國務大臣 その自衛戦争という言葉は、用語がちよつと不正確であります。自衛権の行使というものは、その状態が急迫で他の考慮の余地なきときこれをいうのが、これが自衛権の行使であります。自衛権行使以後にだんだんと続いて自衛戦争という言葉もできるものでありましようが、問題の自衛権行使は宣戦布告に基づくものじゃございません。

○受田委員 あなたの先ほどの御答弁で、真珠湾攻撃は自衛のための戦争であつた、宣戦布告なくして自衛権の行使、武力行使をしたのである、こういう御解釈と私は了解しておりますが、もしそれに變更があればまた御答弁いただくこととして、そういう解釈であるならば、自衛のための戦争と称して、急迫不正の侵害に対して、宣戦の布告なく、どしどし戦いを現行憲法においてなし得るといふ危険が多分に行われるのであつて、真珠湾攻撃とは一連のつながりがある解釈として明答を願ひたいのであります。

○清瀨國務大臣 今の憲法の解釈として、自衛のための兵力は持てるということ、やはり敵の方で急迫に不意にやってくる、ほかの考慮をしないといふことがないといふときに、自衛権の行使ができるということでございます。

○受田委員 真珠湾の攻撃はそういう観点からなされたのですか。

○清瀨國務大臣 わが国の宣戦の詔勅にもありますが、当時これを自衛と云つたのは、あの当時はわが国と中国との間で数年間戦争をして、力はほとんどバランスであつたのであります。その時分にイギリスはビルマから物を供給し、アメリカは金銭を供給し、わが国に向つては輸入禁止の手段をやつておるのであります。向うからいへば輸出であります。輸出の禁止というものは、あの当時国際公法上できるものじゃなかった。これを熱視しておきますと、わが国の生存が危うくなるというところで、当時の政府はこれを自衛権と解したのであります。

○受田委員 今度の新憲法にある、国権の発動たる戦争といふのは、これは宣戦の布告による正式の戦争の場合でしか。

○清瀨國務大臣 九条第一項による国権の発動たる戦争と自衛権とは相違いたします。自衛権はやむを得ずしてなすことでございます。

○受田委員 国際紛争を解決する手段としての戦力は保持しないといふこと、この国際紛争を解決する手段といふことになりますと、自衛のための戦争も、これは国際紛争の解決の手段ではないか、こういうことになるのですか。

○清瀨國務大臣 それは違ふのです。国際紛争の解決といふのは、あるいは領土権の問題とか、あるいは個人の賠償とか、国際上の政策を解決するためです。自衛権は、ずっとあとから考えれば国際紛争でありましようけれども、国際紛争の概念のうちに入らないのです。どういふことで起つたにしろ、いきなりやつてきて、攻撃をする。ほかの手段をとる考慮のいとまなくしてやる、これが概念であります。自衛権の行使は国際紛争解決の手段ではありません。これはもうよくわかつたことなんであります。

○受田委員 その点はよくわかつておる。それは国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄しておるのでありますから、あなたのおっしゃる自衛戦争は憲法でもこれを容認されるかといふことを私はお尋ねしておるので、そういうことになるならば、今あなたの言つたやつたような急迫不正の侵略が突然あつたといふ場合、国際条約違反をやつて、急に襲つてきたといふ場合に、国際条約違反のそういう侵略に対しても制裁のための戦争といふことも考えられるかどうか。

○清瀨國務大臣 制裁戦争はまた別の概念であります。自衛権は制裁じゃないのです。自己保存のためであります。

○受田委員 ここで問題が起るのは、行政協定二十四条です。これによりますと、米軍と日本軍は外敵の侵略に対して、共同作戦の規定が掲げられてあります。こういう場合に、あなたの言つたやつたような国際信義を無視して、いつ急迫不正の侵略を加えるかわからないといふ国際情勢のさなかに立つて、米軍がその急迫不正の侵入に対して宣戦の布告をして戦争を始めたら、そのときに、これと共同作戦をする日本軍は、共同作戦をとる立場上、米軍から共同の戦闘を要求された場合に、これは事実上宣戦布告をした米軍と同一行動をとらなければならぬけれども、この場合はいかなる解釈をもつてこれに当ればいゝのであります。か。

○清瀨國務大臣 御質問の趣旨が少しわかりにくかつたのでありますが、日本本国では自衛のためでないといふと、戦力は使わないのであります。そうしてアメリカと日本は二十四条で協議するのであります。自衛のため以外の戦争と見ればわが国は協議に應ずるはずはないのであります。

○受田委員 自衛のための戦争は、これは政府も認めておられるのです。これは鳩山総理もはっきり言つておられる。そういうことになった場合に、自衛戦争を認めている政府としては、アメリカがいずれかの国と戦争を開始した、これと共同作戦をとらざるを得ない国際協定を結んでいる日本国としては、当然アメリカの支配のもとに、日本国の自衛隊が動かせるということ、は、もうきわめて可能性の多い問題ではないですか。この点はあなたも責任者として、はっきり船田さんがおらぬでも答弁できるとおっしゃつたのです。

○清瀨國務大臣 可能性が多いとおっしゃるが、私は可能性は絶対になんとも思ひません。あなたの言葉のように、自衛戦争といふことを言つて問題を複雑にされました。わが自衛隊は自衛権の行使のために抵抗の武力を用いるだけでありま。アメリカが他の目的で中国とも戦争する場合にお手伝いをするといふ約束はしてありません。

○受田委員 先般の国会におきまして、鳩山さんの御答弁の中に、自衛のための戦争があり得ると答弁されておることは、間違ひでありますか。

○清瀨國務大臣 その答弁の問いと答えがどうなつておるか、今ここに記録はありませんが、たゞいさう言われましても、問題の觀念をはっきりするためには、自衛権の行使といふ言葉にとどめて、自衛戦争だといふようなことをあとにつけたらすると、話がこんがらかつてくると思ひます。

○受田委員 あなたの御答弁によるならば、自衛のための戦争でなくして、日華事変のごとき、自衛のための単なる事変だといふふうな解釈ですか。

○清瀨國務大臣 戦争といふ言葉がいゝるものと連想を持つのです。しかし今われわれの討論しておつたのは、自衛権の行使のことだけでしよう。だから觀念ははっきりして言葉も正確に使う方がいゝと私は言つておるのです。

○愛田委員 先般船田長官は、急迫不正でない侵略ということに対して、石橋君の質問に対して、急迫不正でない侵略というのはどういう場合かということになると、たとえば宣戦布告をやつて日本へ襲いかつたような場合をいう、すなわち日本は現実に宣戦布告によつて侵略を受ける可能性をはきり船田長官が答弁されておるが、これに対して大臣も同様にお考えですか。

○清瀬國務大臣 ここで決することは日本だけのことで、敵の方がどういふことをして日本へやってくるかは別問題であります。それが急迫であれば必ず自衛権が行使できるのです。その来がけにラジオで宣戦布告をしてもせぬでも、それは同じであります。問題は、日本へやってくる、それが急迫ではかに手段がない、こういうときに自衛権を行使するのです。

○愛田委員 宣戦の布告をするか、あるいはしないか、とにかく急迫不正の侵略をやつてきた場合に、日本はこれに對して敵の基地も十分たき得るといふ解釈を政府はされておる。國際的に宣戦布告を日本へして、堂々と戦いをいどんできた敵國に對して、日本が敵の基地をたたくということは、事実上宣戦布告という事態が起り得ると私は思うが、いかがですか。

○清瀬國務大臣 今はたんに仮定的の状態を想像されておるので、具体的にやらなければならぬとした解釈は出ませんけれども、過日以來防衛庁長官が答弁せられ、鳩山総理も答弁せられておりますが、非常に急迫で、不正で、今は一たん來れば原子爆弾というて全滅の武器もありますから、そ

う場合には、攻撃する場所が敵地であつても、あるいはこちらから敵地にどくような武器を出しても、それはやはり自衛の範囲だろうと存じますけれども、自衛権の成立するやいなやは、そのときの情勢に非常に支配されるものでございませう。

○愛田委員 その通り情勢に支配されることはわれわれ認めますが、先方が急迫不正の侵略をしてこちらがこれに對して応戦をしているという段階において、日本國としては、宣戦布告をして戦いをいどんできた場合には、これに對してまた戦宣布告をして、自衛のためだといつてどんだん敵地をたたくという作戦をとるのですか。

○清瀬國務大臣 それも具體的問題でないとびつたりしませんけれども、われわれ平生民事上のケースを判断するにしても、具體的でないと判断を誤る。しかしながら自衛権を世界が認めた國際法の根拠はいわゆるコロライン号事件であります。カナダの方からアメリカへ敵がやつてきた、ナイヤガラの方から。そして、こつちへ來るまで待つてはいけなから、來る先にそれを對つて瀑布へ落してしまつた。だからこつちへ來るまで待たなければならぬといふことは、自衛権の解釈上はないのです。

○愛田委員 私はそのことを今お尋ねしておるのじゃない。私のお尋ねしているのは、日本國の自衛隊が、あなたのお説では、自衛権の行使としての自衛隊であつて、軍隊ではないのだといふような御解釈であるので、私はそれを論駁するのですが、日本の軍隊はこれらもう事実上できています。これを自衛隊をもつてあてていることは万人が

認めている。従つて國際的には日本の自衛隊は軍隊と解釈をされてゐる。それが敵國から侵入を受け宣戦布告によつて戦いをいどまれた。これに對して日本國は、この宣戦布告の戦いを開始した敵國に對して、敵基地をたたくために攻撃を加えたといふときに、宣戦の布告をしないで敵基地をたたくのか、あるいは宣戦布告をしてたたくのか、そこをちよつと確かめておきます。

○清瀬國務大臣 自衛権の行使は急迫不正で他にいとまがない場合に起るのです。その場合には、自衛権を行使しますといふようなことを初めから布告するといふ必要もないかもしれません。自衛権の行使にはそんな口上は必ずしも必要ではございません。

○愛田委員 あなたのお説は具體的な例をとつしやるのであるが、しからばどういふ例をお持ちかを私はここで正確に申し上げたいのですけれども、日本國は非常に急迫不正の侵害を受ける可能性があるとおっしゃられておるが、どういふところから急迫不正の可能性をあなた方はお考えになつておられるのですか。アメリカの國は日本と今条約を結んでおる。しかしアメリカの國も日本に對して急迫不正の侵害をする可能性もあるかどうか。これはいづれの國も急迫不正の侵略の可能性を持つておるのかどうか、あわせて御答弁願ひたい。

○清瀬國務大臣 アメリカの國が今日日本に急迫不正の侵害をするといふことは、私は想像いたしておりません。○愛田委員 あなたが急迫不正の侵害を加えるであろうといふ想定をされる國は、アメリカを除いた世界の國々で

あります。○清瀬國務大臣 そんな國は一つも想像しておりません。そんなことをだれが想像するのですか。今日日本は平和に生活しておる。そのときに、日本の國會で國務大臣が、どこの國が急迫不正の侵害をするなんていふ答ができませんか、それを私は……。

〔しているよと呼び、その他発言する者多し〕

○愛田委員 清瀬さんは今両手を振り上げて、絶対に急迫不正の侵害がないと答弁されました。ここでは急迫不正の國はないのだ、そういうことは考えられないと答弁されておるのでありますが、これは非常に重大な國務大臣間の答弁の食い違いで、おととい總理ははつきりと片山哲氏の質問に答えて、力の均衡が必要である、平和のために力は必要であると言われて、いつ急迫不正の侵害が加えられるかしらぬから力を持たなければならぬと、ここで答弁しておる。ところが今清瀬さんは、急迫不正の侵害を考へることは、日本の國務大臣として妥当でないだ

とみえを切られたのでありますが、この点あなたと總理との発言の食い違いはないかをもう一度御確認願ひたい。○清瀬國務大臣 きょうの問は、あなた方はアメリカが急迫不正の侵害をするのかとお問ひになつた、そうじゃないと答えております。それじゃどの具體的な國が日本に急迫不正の侵害をするんだ、こゝお問ひになつておるので

す。將來どつかの國がやるかもしれぬといふのでわれわれは準備しておるけれども、その國がどこの國だといふことは總理も言つておられません。高島吾象といふとも言うことはできません。

せん。

○愛田委員 アメリカは急迫不正の侵害を加えないとあなたはこゝで言い切られた。だからアメリカを除くそのほかの國が急迫不正の侵害をする可能性のある國だとあなたは断ずるかとはお尋ねしたので、こゝを間違えないでよく答弁してもらひたい。アメリカは急迫不正の侵害をしない國とあなたは今断言された。しからばそのほかの國々が急迫不正の侵害をする國であると想定しておるのであるか。

○清瀬國務大臣 そんな想定はいたしておりません。しかしながら今日の問答の初めにある通り、悲しいかな人類は、今すべての武力行使を放棄するだけの進歩性を示しておらないのです。カントの恒久平和は、今日では白昼の夢でございませう。現に鉄砲を放しておる國もあるのです。でありますから、いつ何時どこの國から急迫不正の侵害があるかわからぬから、これに準備する、備えあるを願ひといふことでございませう。

○愛田委員 カントの名説もさうであります。が、仏教の大乗教のまん中に、國に干戈を用いずとはつきり誓いてある。すなわち國は一切の軍力を持たないといふ教は教えております。その意味で仏教が國に戦力を保持しないといふといふことを三千年の昔にすでに教へて開いておる現実に見ましても、あなたのおっしゃるような、いつ急迫不正の侵害がやってくるかもしれぬから、こゝで自衛のための軍隊を持つのだといふような御解釈は、これは平和的な世界の共通の理念に對して非常に矛盾しておる。特にあなたは、今どの國が急迫不正を加えるかわからないけ

れども、そういう場合のために自衛隊を持つたと言っておられるのです。アメリカは急迫不正の侵害をしない国だと断言された。しかしそのほかの国が急迫不正の侵害を加えるおそれがあるんだということになると、これはアメリカを除くそのほかの国は、いずれが日本に侵害を加えるかわからぬというお考えのもとに自衛隊を持つておられるのです。それです。私がお尋ねしておるのは、ある特定の国は指さぬけれども、アメリカを除くそのほかの国は日本に侵害を加える可能性があるかと断じてよろしいか。

○清瀬國務大臣 大体お答えはいたしたと思ひますけれども、今この時間で、わが国に急迫不正の侵害をどの国がするということは考えておりません。私も仏教の信者でございます。釈尊が二千五百年以前に平和を唱えられた。しかし同じ仏教信者同士の間で、やはり悲しいかな戦争が起つておるのです。これが二千五百年も続きました。それでこれから先、人類が敢心して、みんな仏の心になり得るというのには多少の時間がかかるかと思うのです。

○愛田委員 あなたのは、二千数百年来の釈尊の教えが、實際は戦争によつて汚されておるんだ、従つてこれからほんとうに釈尊の教えを實現させるためには時間がかかるから、ここで軍力を持たなければならぬのだという結論になつておると思うのです。私はここでいま一つお尋ねして質問を終ります。あなたが大東亞戦争の責任者たちの弁護に當つて、明らかに自衛のための戦いであつたということを裏づけするべく懸命に努力された。それが終

ると、ただいまはすでに前説がある程度くつがえして、自衛権はこれはやむなく発動されたものであり、自衛のため戦争もあり得て、宣戦布告なしに攻撃したことは、これは自衛の戦争の範疇を起るものではないと答弁されておる。こういうふうな、時の勢力にとかく押されて適当な変更を加えておられることは、これは非常に問題が重大だと思ふ。特に戦力の解釈において、自由党内閣から鳩山内閣に至る過程において何回変更がありましたか。

初めのころは軍隊は持てないと言ひ、だんだん軍隊が持てると言ひ、そして戦力とは総合戦力体系を言うのだというふうな発展を経て、今日ではどうかという、自衛の戦争もできるというふうな発言した。この大きな飛躍と、それからあなたの方御自身が持たれた内心における矛盾とが今日の政治の混乱を來たしておるのです。この点においてあなたはもう一つしっかりした御答弁を願ひたいのでありますが、私たちが心配しているのは、この間もダレスさんが参りましたけれども、ダレスが、日本に海外派兵は絶対させないんだ、日本の憲法に違反して再軍備は増強しなかつてもいいのだ、というふうな言われたと政府の責任者たちは言つておられますけれども、当日、後刻出席を願わなかつたならぬ船田氏のときは、はつきりとダレスとの会談において、海外派兵を否定する大きな憲法を作つたことは、占領政策の大きな欠陥であつたとまで言つておるのです。いいですか、そういうふうな答弁までもしておる國務大臣がおるんです。こういう点について、あなたもおそらく憲法を担当せられる國務大臣と

して御出席になつたであらうか——船田氏の欠席裁判のごとくなるけれども、明らかに船田氏がこういう発言をしていておるところを見ると、政府筋としては、ある程度ダレスに対する、海外派兵その他の規定をなし得ないような憲法を作つたことについて、不満を持たれているということがうかがえるのであるが、さう考へてよろしいかどうか。

○清瀬國務大臣 あなたと私との論は、食い違つてなかなかにびつたりしたのです。西村さんのお問ひに対しては、食ひ違つたのでありましたが、ことにあなたのお問ひと私の答へとはうまく食ひ合わないものであります。それはどこにあるかといへば、自衛権というものの性質を二人とも違つて考へておる。ここに私はあなたの党派が今月十二日の中央執行委員会でおきめになつた声明を持つておられます。あなたの方自衛権はあると言つておられる。ただししその行使はできぬ、その行使はやはり國際機關——具體的の侵略に對する防止は武力以外の方法、たとえば國際司法裁判所への提訴、こういうことをやるという。ところが自衛権といふものは、急迫不正のときにこつちも自力でやることです。これが自衛権で、自力でやるのが自衛権であるの自衛権があらうか。

○愛田委員 時間がないから、午後またあらためてやりまう。

○片島委員 議事進行で……。実は今自衛権の発動という重大なる質疑が行われておるのだが、文部大臣が自衛権の発動をやるわけではありませんか、これは防衛庁長官に來てもらわな

ければならぬ。ところが防衛庁長官は、きよう防衛庁の建物の落成式で、十時半からその落成式に出ておるはずで、手先の諸君もみな招待を受けましたけれども、内閣委員会が非常に重要なものだから——私も招待を受けておりましたけれども、そこへ行かないです。ところが防衛庁長官は、ここに出席をしないで建物の落成式に行つておる。十時半からだから、おそらく十二時ごろ、今から一ぱい飲み方が好まるかと思ひます。しかしこういう重大なる憲法調査会法案、特に自衛権の行使というふうな重大なる問題を議論いたしておりますときには、その主管者である船田長官がここに出席しなければ、文部大臣が幾ら言われてもこの質疑はむだだ。もし午前中にどうしても出られないならば、午後の再開劈頭から船田長官がここに出席をせられるように取り計らいをしていただかなければ、この審議を進行することはできないと思ふ。どうか委員長はさういふふうに取り計らいをしていただきたい。

○山本委員 片島君にお答えいたします。船田防衛庁長官は午後出席するように取り計らいいたします。

○細田委員 ちよつと関連して。ただいま文相が、抽象的な議論で、また一つの仮定としては答へられないし、また答へても一致しないというふうなお答へでしたから、私は具體的なことを伺ひます。それから、再び日本国は真珠湾攻撃や太平洋戦争という世界中から指弾を受けた戦争に入つて國を滅ぼすようなことがあつてはならないと思ひますので、私は太平洋戦争を例を引いて、こういうことをなからしめるよ

うに、またこういうことに入らない憲法が一番いいと思ひますので、伺ひたいのです。あなたの御答弁では中国や満州へ兵隊を出して力のバランスがとれておつたところへ、アメリカが輸出禁止その他の方法に出たから、これは國際條約に違反したということ、私はそばで聞いておると、あたかも日本は自衛権の発動をしたという意味の印象を受けた。そこでそういう場合に輸出禁止をすることが國際條約の違反であるか、また違反なりとすればどのやうな國際條約に違反なのか、お答えを願ひたい。

○清瀬國務大臣 アメリカと日本の間には通商航海條約というものがあつて、売りにきたものは買ひ、買ひに行つたものは売る、國內の交通も自由、こういう條約があつたのでございませう。その條約以前に輸出禁止をしたので條約違反であります。

○細田委員 通商航海條約というのは限度をきめた條約です。これは限度をきめてそれだけでは必ずやらなくちゃならぬということではなかつたと思ふ。と同時に、もしそれが軍需品なんかの場合は、むしろ國際慣例に従つてさういふものを送らない方が世界の平和を守ることでござらぬと思ふが、その点一つ伺つておきます。

○清瀬國務大臣 あるいはルーズベルト大統領はさうお考へになつたかも知れませんが、あのときの通商航海條約には物資のリミットはないのです。

○細谷委員 だからアメリカがこれだけ出し得るというさういふ限度をきめたのが條約の中身ではないか。それだけ必ず義務的に出さなければならぬと

というのが通商航海条約ではない、こう考えているが、あなたはいかん。

○清瀬國務大臣 あのとときは、おもな物資はくず鉄、石油でございました。

日本の商人と向うの商人との間に商談ができて、船に載せて日本に送る時分に政府命令で禁じたのは、それはやはり通商航海条約に私の法律解釈では違反していると思います。

○細田委員 あなたは太平洋戦争は自衛戦であつたとお考えになるのですか。

○清瀬國務大臣 私は、山崎君が過日お答えになったことを受け継いで答えているだけであります。

○細田委員 二十世紀に入つて、いかなる国の戦争も自衛を名とせざる戦争がありませんでした。非常に学者である文相に対して一つお教え願ひます。

○清瀬國務大臣 それは一々歴史を調べなければなりません。やはり双方から自衛といへば、一方は自衛じやないかも知れません。

○細田委員 ニュールンベルグの裁判、東京裁判等いずれも自衛を名として侵略戦争に移つたというのをはつきり判決でうたつてある。あなたは当時の弁護人としてどう弁論されたか、弁護人としての弁論は別です。私はそれを追及しておるのではありませんが、現在閣僚の重要ポストにあるあなたとして、この両裁判の今申し上げた結論と申しましようか、規定は全然別だ、こう考えておられるのですか。言いかえれば、ニュールンベルグの裁判も、東京裁判も自衛を名として双方が侵略戦争に移つたというこの言葉は、あなたは當つていると思ひますか當つていないと思ひますか。

○清瀬國務大臣 ニュールンベルグの裁判と東京の裁判とは少し違ふので、主たる論点が、向うはヒトラーの主義に全部崩壊してほんとうに無条件降伏をしたので、連合軍は何ら条件なくあの裁判を始めたのです。こちらの方は、ポツダム宣言というものを向うが出して、それを承知だ、こういう一つ一つの約束があるのです。契約のもとに日本が降伏しておるのです。そこで、日本の裁判では、法廷があつた三カ条のポツダム宣言の契約の範囲内であるかないかとおもふ論点でございました。二つ同じようには論じられません。

○細田委員 どうもあなたの言うことがわからない。要するに自衛を名として侵略戦争に突入した。こういうことに対して、ポツダム宣言がどうかいふこととか、無条件降伏がどうかいふこととは必要ないのです。そういうふうな形勢をとつた太平洋戦争であつたかどうかといふこと、言いかえれば、またこの判決の趣旨が正しかったかどうかといふことを伺つてゐるのです。

○清瀬國務大臣 私自身としてあの判決は不満であります。

○山本委員 西村君。

○西村(力)委員 山下さんおいでになつておられますが、厚生大臣の代理でございませうか。

○清瀬國務大臣 厚生行政を担当いたしております私どもは、現憲法が規定しております福祉国家を目ざしておるその内容につきましても、政府も今後一そう福祉国家の推進充実に當る覚悟でおりますので、詳しい点につきましては憲法調査会の方で御答弁を願ひたいと思つておりますけれども、大體におきましては、私どもはその点は今後も変わらないものと確信をいたしております。

○西村(力)委員 厚生省としては真実国民の福祉増進のために努力せられ、例年のこと予算も膨大に出されるが、いつもそれが予算不足という点から大なるを振られてゐるわけでございませう。それが一番の障害ではないか。やりたいと思つてもやらせられない、こういうところじやないかと思つてゐるのです。今厚生行政を担当せられて不満だ、こういうような場合にもちろん考えていらつしやうと思つてございませうが、そういう点はどこにあるか、そしてまたその自分の意に満たないまま行政をやつていかなければならぬという理由は、根源はどこにあるとお考えでございませうか、その点についてお尋ねをいたしたいわけなのでございませう。

○山下(春)政府委員 お答えいたします。たとえて申し上げますれば、八十九条でいろいろ社会福祉関係の仕事をいたしております団体に対して、現行の憲法は国が補助をしてはならないといふことになつておりますこと

は、われわれこういう事業を担当しておる者にとつてきつめて不便であり不本意でございませうので、その点は改正されるべきことを希望いたしますものでございませう。

○西村(力)委員 その点も一応やはり障害だと考えられるでございませうけれども、そこに一つの制約を加えたほんとうの考え方はどうあるか。日本の国がやはり国家というものの抽象されたところが優先してずつと進んできた。それに対する制限であつた、こゝう思うのですが、ただそのところだけをも重大な障害と考えられるのでは、厚生行政というものがあまりに狭小ではないか。自分たちがやろうとして、もつとも大きい点がたくさんあるのではないか、こゝう思うのです。その点はどういう点であるか、それができない理由はどこに見出されておるか、こういうことを私はお聞きしたいわけなのであります。

○山下(春)政府委員 私どもは現行憲法に恐怖症をもつてそういうものを控えておるものではないと思ひますけれども、現に明らかに規定してございませうために、たとえば赤い羽とかいろいろなことを行ななければ、これらの事業を遂行することができないといふことをきわめて遺憾に存じております。外国の憲法の例などに見ますれば、母子福祉とかあるいは老人に対するものに對しては、国家がこれらの福祉増進を規定してゐる憲法もございまして、これらを阻止してゐる憲法というもののに對しては、きわめて不満に存じておるものでございませう。

○山本委員 残余の質疑は午後一時

持つていらつしやうと思つてございませうが、その点から見まして、今お尋ねした点についてお話しを願ひたいと思つたわけなんです。

○山下(春)政府委員 厚生行政を担当いたしております私どもは、現憲法が規定しております福祉国家を目ざしておるその内容につきましても、政府も今後一そう福祉国家の推進充実に當る覚悟でおりますので、詳しい点につきましては憲法調査会の方で御答弁を願ひたいと思つておりますけれども、大體におきましては、私どもはその点は今後も変わらないものと確信をいたしております。

○西村(力)委員 厚生省としては真実国民の福祉増進のために努力せられ、例年のこと予算も膨大に出されるが、いつもそれが予算不足という点から大なるを振られてゐるわけでございませう。それが一番の障害ではないか。やりたいと思つてもやらせられない、こういうところじやないかと思つてゐるのです。今厚生行政を担当せられて不満だ、こういうような場合にもちろん考えていらつしやうと思つてございませうが、そういう点はどこにあるか、そしてまたその自分の意に満たないまま行政をやつていかなければならぬという理由は、根源はどこにあるとお考えでございませうか、その点についてお尋ねをいたしたいわけなのでございませう。

○山下(春)政府委員 お答えいたします。たとえて申し上げますれば、八十九条でいろいろ社会福祉関係の仕事をいたしております団体に対して、現行の憲法は国が補助をしてはならないといふことになつておりますこと

は、われわれこういう事業を担当しておる者にとつてきつめて不便であり不本意でございませうので、その点は改正されるべきことを希望いたしますものでございませう。

○西村(力)委員 その点も一応やはり障害だと考えられるでございませうけれども、そこに一つの制約を加えたほんとうの考え方はどうあるか。日本の国がやはり国家というものの抽象されたところが優先してずつと進んできた。それに対する制限であつた、こゝう思うのですが、ただそのところだけをも重大な障害と考えられるのでは、厚生行政というものがあまりに狭小ではないか。自分たちがやろうとして、もつとも大きい点がたくさんあるのではないか、こゝう思うのです。その点はどういう点であるか、それができない理由はどこに見出されておるか、こういうことを私はお聞きしたいわけなのであります。

○山下(春)政府委員 私どもは現行憲法に恐怖症をもつてそういうものを控えておるものではないと思ひますけれども、現に明らかに規定してございませうために、たとえば赤い羽とかいろいろなことを行ななければ、これらの事業を遂行することができないといふことをきわめて遺憾に存じております。外国の憲法の例などに見ますれば、母子福祉とかあるいは老人に対するものに對しては、国家がこれらの福祉増進を規定してゐる憲法もございまして、これらを阻止してゐる憲法というもののに對しては、きわめて不満に存じておるものでございませう。

○山本委員 残余の質疑は午後一時

午後三時三十分開議

○山本委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。この際、委員各位にお願いいたしますが、去る十九日の理事会におきまして御決定願ひました、すなわち十九日以後の委員会における質問時間は、社会党四時間、与党一時間、計五時間とし、お互いにその申し合せは尊重することにいたしましたことは御承知の通りであります。ただいままでの消費時間は、社会党委員において関連質問時間を合せ計三時間となつております。重要法案でありますので、今日まで慎重御審議を願つて参りましたが、本日は討論採決を願ふこととの理事会の申し合せもありませんので、右の申し合せの趣旨を御了承下さいまして御質問願ひたいと存じます。委員長は不当に言論を圧迫し、時間がきたからといって直ちに発言を禁止するやうなことはいたしません。が、委員会の運営上、理事会の申し合せは尊重せらるるようお願いいたします。受田君。

○受田委員 ただいま委員長より、委員会の運営に當つての御親切なるごあいさつがあつたわけでありまして、時間がかつても質疑の打ち切りはしないという寛大なお氣持を御表示いただきなした。この点、おれわれ野党に了解の上において質問を続けたいと思つております。私は、御列席の國務大臣船田先生及

半より行くこととし、暫時休憩いたします。

午後三時三十分開議

○山本委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。この際、委員各位にお願いいたしますが、去る十九日の理事会におきまして御決定願ひました、すなわち十九日以後の委員会における質問時間は、社会党四時間、与党一時間、計五時間とし、お互いにその申し合せは尊重することにいたしましたことは御承知の通りであります。ただいままでの消費時間は、社会党委員において関連質問時間を合せ計三時間となつております。重要法案でありますので、今日まで慎重御審議を願つて参りましたが、本日は討論採決を願ふこととの理事会の申し合せもありませんので、右の申し合せの趣旨を御了承下さいまして御質問願ひたいと存じます。委員長は不当に言論を圧迫し、時間がきたからといって直ちに発言を禁止するやうなことはいたしません。が、委員会の運営上、理事会の申し合せは尊重せらるるようをお願いいたします。受田君。

○受田委員 ただいま委員長より、委員会の運営に當つての御親切なるごあいさつがあつたわけでありまして、時間がかつても質疑の打ち切りはしないという寛大なお氣持を御表示いただきなした。この点、おれわれ野党に了解の上において質問を続けたいと思つております。私は、御列席の國務大臣船田先生及

午後三時三十分開議

○山本委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。この際、委員各位にお願いいたしますが、去る十九日の理事会におきまして御決定願ひました、すなわち十九日以後の委員会における質問時間は、社会党四時間、与党一時間、計五時間とし、お互いにその申し合せは尊重することにいたしましたことは御承知の通りであります。ただいままでの消費時間は、社会党委員において関連質問時間を合せ計三時間となつております。重要法案でありますので、今日まで慎重御審議を願つて参りましたが、本日は討論採決を願ふこととの理事会の申し合せもありませんので、右の申し合せの趣旨を御了承下さいまして御質問願ひたいと存じます。委員長は不当に言論を圧迫し、時間がきたからといって直ちに発言を禁止するやうなことはいたしません。が、委員会の運営上、理事会の申し合せは尊重せらるるようをお願いいたします。受田君。

○受田委員 ただいま委員長より、委員会の運営に當つての御親切なるごあいさつがあつたわけでありまして、時間がかつても質疑の打ち切りはしないという寛大なお氣持を御表示いただきなした。この点、おれわれ野党に了解の上において質問を続けたいと思つております。私は、御列席の國務大臣船田先生及

午後三時三十分開議

○山本委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

び官房長官に対してごく簡明に御質問を申し上げたいと思ひますが、船田防衛庁長官は少くとも國務大臣としてこの憲法を守る重責にあられる方でありますから、ゆめ憲法輕視の御意図はないと信じております。従つて現在の憲法が存する限り、憲法に忠実なる國務大臣と、私はあなたをながめさせていだいてよろしうございますか。

○船田國務大臣 現行憲法はもちろん尊重いたします。

○受田委員 船田大臣の御答弁により、現行憲法を十分尊重する國務大臣であることが確認されました。そこで、お尋ねするのですけれども、大臣は先般ダレス長官が日本へ寄られた際に、新聞の報ずるところによると、占領政策の中において海外派兵の規定などがされなような憲法を作ったことは、これは非常に誤りであつた。そのためにわれわれが憲法論争等において、はなはだ苦境に陥つておるといふような発言をされた趣きでありましたが、眞偽のほどをお伺ひしたのであります。

○船田國務大臣 ダレスアメリカ國務長官と、十八日午後三時から約二時間にわたりまして会談をいたしました。が、これはすべてコンフィデンシャルなものということになっておりますので、その内容については申し上げかねます。しかしただいま受田委員の仰せられましたような事実は全くございません。

○受田委員 新聞の報道は、最近においては政府筋の見解をとかく誤まり伝えていゝと解釈してよろしうございますか。

○船田國務大臣 新聞の記事につきましては、私は責任を負ひかねます。

○受田委員 少くとも新聞は公正に民論を喚起する重責にある機関であります。この新聞が誤まりを犯した報道をすれば繰り返すということはあり得ないといわれれば思ふ。従つて大臣の発言が、どこかでそういう批判を受けるようなところに触れていたといふことは、これはもう大体において認められるところなのです。不用意に発言されたことの中に、あなたの眞意がはつと出てくるというところは、これは過去において幾たびか繰り返されておることであり、特にあなたは昨三十年十二月、あなたの談話として発表された言葉の中に、当然将来徴兵制をしかねればならないというお言葉も見られるのであります。この点は現在の憲法のもとにおいて徴兵制をしかねればならなくなる機会があるという想定を持っておられるようなことは、これはあなたの眞意であるかどうか、この点をお伺ひしたい。

○船田國務大臣 現行憲法において徴兵制を施行するということは、これは憲法の許すところではないと存じます。將來のことにつきましては、憲法調査会ができるのでありますから、憲法調査会においてそういう点をも含めて、十分御研究を願ふことが必要であると存じます。

○受田委員 私が先般あなたにお伺ひした質問の中にこういうことがあつたのであります。すなわち憲法第九条の解釈であります。自衛権の限界をお尋ねした際に、日米共同作戦により、米側がいずれかの国と宣戦布告をして戦争を開始した場合に、日本の自衛隊はどういう運命に立たされるのかとお尋ねしたのであります。これに対し

てもう一度はつきりした御答弁を願ひたいのであります。

○船田國務大臣 わが国がよその国から侵略を受けたときにおきましては、行政協定二十四条の規定によりまして、いかなる共同措置を講ずるかというところについて、日本政府とアメリカ政府と協議をしなければならぬといふことになっております。日本側といつたしましては、わが自衛隊は憲法及び国内法の命ずるところによつて、わが国防衛のために必要な最善の行動をとる、こういうことを繰り返し申し上げておるのであります。現在もさうな考えを持っております。

○受田委員 米側がその場合に行政協定の規定を強硬に主張いたしました。日本に對して米側の作戦に協調せしめ、その結果自衛権の行使の限界線を越える行動を要請される場合において、は、条約違反としてこれを拒否できない立場になると思ふのであるが、この点条約と憲法との關係に矛盾を生じた場合にどういふ御見解をとられますか。

○船田國務大臣 かような場合におきまして、日本政府とアメリカ政府とがいかなる共同措置をとるかといふことについて協議をしなければならぬといふことになっておるのであります。その協議がまとまらなければ、わが方といたしましては行動はしないわけでありまして、わが方といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、憲法及び自衛隊法その他国内法規に従つて、防衛のために必要な最善の努力をするということでございます。

○受田委員 協議をしなければならぬけれども、協議の結果これを納得し得ないという場合には、自由行動をとると今あなたのお言葉によれば解釈できる節があつたが、さう了解してよろしいか。

○船田國務大臣 わが方といたしましては、アメリカ政府と協議をいたしまして、共同措置につきまして十分協議をし、お互いに納得づくでわが国防衛に當る、こういうことになると存じます。その場合におきましても、もちろんわが方といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、憲法及び国内法規に従ふことはもちろんであります。

○受田委員 その場合に米側が日本に對して強硬に共同作戦に参加することを要請された場合に、日本の自主性を尊重してこれを拒否するといふことが果して可能であるかどうか。

○船田國務大臣 アメリカ政府は、日本の憲法をよく知つておりますから、ただいま受田委員の仰せられるようなことは、日本側に強要するといふようなことはないと私は信じます。

○受田委員 鳩山總理も、また清瀬調査会法案担当國務大臣も、平和を口に唱えておられるけれども、世界は今力の持ち合ひによつて均衡が保たれるのであつて、実力なくして平和は保たれない。いつこの国が襲いくるかも知れないのだ。かくはつきりと答弁をしておられます。従つてあなたが米國を非常に信頼し過ぎておられて米側はおそらく日本に對して強い要請はしないであらう、こういう輕い氣持をお持ちになることは、はなはだ危険であると私は思ひます。米國は行政協定二十四条に基く強力な措置を日本に要請し得る場合には、日本憲法あるいは国内法を無視しても、日本に對して強硬手段をとることを要請される場合はいかにですか。

○船田國務大臣 重ねて申し上げますが、アメリカ側は日本の憲法及び国内法については十分よく知つておりますから、ただいま受田委員の仰せられるようなことは絶対にないといふことは、私は信じて存じます。

○受田委員 そうしますと急迫不正の侵害は、アメリカに關する限り絶対にないといふことになりますか。

○船田國務大臣 アメリカから急迫不正な侵略をするなどといふことは絶対にないといふことは信じます。

○受田委員 そうしますと、あなたはしばしばこの委員会で発言されております急迫不正の侵略とか、宣戦布告によつてこの戦争開始は、アメリカを除いた他の國々の場合とお答えできましか。

○船田國務大臣 私はこの國といふことを特定して申し上げておるのはございませぬ。

○受田委員 その場合アメリカは絶対にないといふ御答弁されましたが、あなたの御心配になつておられるやういふ侵害は、アメリカは絶対にない。しかしその他の國々については指定しないが、その他の國々に對してさうした心配があるのだといふ結論になりますか。

○船田國務大臣 過去の歴史とわれわれの体験は、絶対に部分戦争なり作戦が起らないと断言することはできないと存じます。

○受田委員 あなたはアメリカを非常に信頼しておられる。しかしここで午前中に清瀬さんはアメリカの日本に對

する自衛権の侵害に対して、急迫不正の侵害があったのであるから、宣戦の布告をせずしてこれを撃った、こう答弁されております。アメリカを非常に信頼しておられる船田さんにしては、現に同じ閣僚の中に、アメリカ自身は日本の自衛権を侵すような恐ろしいことをやったら、宣戦布告をせぬでこれを撃ったと言われているのであります。が、この事実をもつてもアメリカに急迫不正の侵害が断じてないなどということはいえないと思うのであります。御見解を願います。

○船田国務大臣 太平洋戦争前のごときと後のことは違っております。今日におきましてアメリカがこのような侵略をするとは信じません。

○受田委員 船田さん、あなたはあまりにもものを安易にお考えになっておられる。アメリカをあまり信頼し過ぎておられる。日本の政府も過去においてアメリカを信頼し過ぎて、信頼し過ぎた結果、ついに日本の自衛を妨げるようなアメリカの圧力に対して、決然と立ってこれを真珠湾にまず第一発で攻撃を加えた、こういわれておるのであります。この点あのと今とでは違いますが、あなたは仰せられておられるが、国際情勢というものはいつでも転換するかも知れないのです。その点においてあなたのアメリカは絶対に日本に対しては心配がないという御発言は、非常に大臣としては軽率である。この点におきまして、もしこれがあなたのお説のようにアメリカを絶対に信頼されるということになるならば、そこで行政協定二十四条においてアメリカは日本をほんとうに信頼をし、日本もアメリカを信頼するという立場から、ある特定の国

とアメリカが戦いを開始した場合に、当然日本をして動員せしめるという公算ははなはだ大であります。この点は信頼しているがゆえにその結果ははなはだ重大な結果になると思うのです。が、大臣、もしアメリカがいずれかの国と戦いをする場合に、日本に対して其国の防衛の目的をもつて戦争に参加せしめるという事態が発生した場合においては、行政協定二十四条に基づいてやむなくこれに共同行動しなければならぬという結果が生ずるということは、これは絶無と言えますか。

○船田国務大臣 行政協定二十四条は、日本の地域及びその付近において侵略もしくは侵略の脅威が起ったという場合に発動されるのであります。第三国とアメリカが戦争をするときに日本に参戦を要するということなどは、日米安保条約及び行政協定には何ら予想いたしておりません。さようなことは起らぬと存じます。

○受田委員 私は日本の周辺における安保条約に規定された侵害のおそれがある国々というものを、大臣はどういうふうにお考えおられるかということをごきで尋ねたいのであります。が、第三国というはるかかなたの国々がこれを襲う心配はないが、日本の周辺において侵害を加えるおそれがあるという点になるならば、およそ相手の国が限定されてくると思うのです。この点はアメリカは日本に対して絶対に侵害を加えない。しかし日本の周辺において日本に侵害を加える国があるという点になると、これはきわめて重大な結論が出る。それはなぜかという点、日米共同作戦、協議による戦争開始の場合において、日本の軍隊をし

て、自衛隊をして、アメリカ側が当然アメリカの作戦行動の中にこれを編入せしめるというところが、これは非常に可能性が大きくなるが、これは非常にか。日本の周辺における戦いが開始された場合において、日本の自衛隊の運命はきわめて危機に立つという可能性が非常に大きくなるではありませんか。

○船田国務大臣 日本の区域及びその近辺とこの公海におきまして不正な侵略が行われ、またその脅威が加わったときに行政協定二十四条の発動があるのであります。いかなる共同措置をとるかということ、日本政府とアメリカ政府と協議をしてきめるということになるのであります。

○受田委員 その協議がととのわないときは、日本はアメリカの申し出をけるというたくましい御意見が今あったのです。事実上そういうようにけり得ることが実現しますか。

○船田国務大臣 行政協定二十四条によつて協議をいたしますが、もちろんそのときにおいてもわが自衛隊は憲及び国内法規に従つて最善の防衛行動をとる、こういうことになると存じます。またそうすべきであると考えておる次第であります。

○受田委員 あなたはダレスが来られたときにおいても、そういう場合のこの点についていろいろお話し合されたと思ひますが、ダレスは日本の憲法を尊重し、海外派兵などはやらないのだ、海外派兵などは要請しないのだ、こういうふうには陳述されたとは私は聞いております。ところが私、繰り返しちよつとだけ、前のあなたの新聞紙上における報道を一つ追及したいのであ

ります。あなたが向うがそういう気持ちでおるにいかかわらず、みずからは海外派兵をなし得ないような憲法を作つたのは失敗だったとあなた自身が言つておられる。ニクソンなんか言つたのと同じようなことを言つておられる。こういうことを責任ある閣僚大臣として考えておられる以上は、おそれ行政協定二十四条の協議がととのかないときにおいてアメリカの申し出をけり得るといふ勇氣のある大臣とは思えません。私はここに非常に心配があるのであります。行政協定二十四条といふのは、一つの条約ですから、この条約に縛られて日本の憲法や国内法も無視して、自衛隊の行動を米側に協力せしめなければならぬ結果が起り得ると思ふのです。この起り得るときに、問題を一つ進めて考えますと、宣戦の布告あるいは急迫不正の侵害等に対して、敵基地をたたくことができるという解釈をされている政府としては、国際法上の宣戦の布告の手続がとられ、あるいは急迫不正の侵害の行為があった場合に、日本としてはこれに対して宣戦の布告なくしてこれを撃退するの、あるいはそういう措置があった場合には、宣戦の布告をして敵基地をたたくのか、その点を一つお答えいただきたいのです。

○船田国務大臣 ダレスアメリカ國務長官と会談したことにつきましては、これは相手のあることでございますが、ここにその内容を申し上げることはできません。しかし私が海外派兵の考え方を持っておるというように今御指摘になりましたが、きょうの考えは持つておりません。また最後にお尋ねになりました不正の侵略が行われたと

きはどうするかということ、結局先ほど来たたびたび申し上げておりますように、行政協定二十四条の発動によりまして、日本政府とアメリカ政府といかなる共同措置をとるか、共同作戦をどうするかという協議をすることになっておりますので、わが自衛隊といましては、むしろ憲法及び国内法規に従つて最善の防衛努力をするということになるものと信じます。またさうにいたしたいと考えておる次第であります。

○受田委員 日本が米側と共同作戦をする場合に、宣戦の布告をアメリカと一緒にする場合があるかどうか。

○船田国務大臣 宣戦の布告をするというふうなことはなからうと存じます。

○受田委員 なからうと存ずるということ、これははなはだあいまいな言葉であつて、ないならないとはつきり言つてもらいたい。そういう特殊な場合があるならあるとはつきり言つてもらいたい。

○船田国務大臣 わが方から宣戦の布告をするということは考えられません。

○受田委員 先方が宣戦の布告をして戦を開始した場合においてはいかがですか。

○船田国務大臣 わが方といたしましては、自衛権を発動させるということだけでございませう。

○受田委員 自衛権の発動の方式が、国際的に見たならば向うが宣戦の布告をしておる、それに対してこちらは戦を開始したのでありますから、そうしますと、これは国際法上いふところの宣戦の布告なき事実上の戦争とい

うことに解釈できる問題ですか。

○船田国務大臣 国際法上の解釈はいかが相なりますか、それは今御議論のありましたような問題が起るかもしれませんが、わが方といたしましては、どこまでも自衛権の発動というところでわが国土の防衛に當る、こういうことでございませう。

○愛田委員 国際法上は、そういう問題が考え得ると解釈してよろしゅうございませうか。

○船田国務大臣 国際法上どう見るかということは別問題であるという意味を申し上げたのであります。

○愛田委員 あなたは国際法規の上においては、事実上の戦争を開始しておる日本軍は、もはやつばな交戦権の発動をしておる国だというふうに国際的には解釈されておる、それはやむを得ないということになると、国内的に交戦権が発動されてない、しかし国際的にはそういうふうに見られておるのは仕方がないのだということになりますか。

○船田国務大臣 わが方としてはどこまでも自衛権の発動ということで、事実上できるだけの防衛努力をする、こういうことでございませう。

○愛田委員 憲法第九条の国際紛争解決の手段の戦争ではない。しかし、自衛権の発動である戦争だということになりませんか。そういうことになれば、もう一つ自衛権の発動たる戦争以外に、憲法の国際紛争解決の手段としての戦争以外の戦争という中には、国際法に違反した戦争を開始した国に對して制裁を加えるための戦争ということも、これは国際紛争解決の手段としての戦争以外の戦争ではありませうか。

○船田国務大臣 わが方といたしましては、憲法九条の規定に従ひましてわが国土を守るために自衛権を発動するというものであります。

○愛田委員 そうしますと、国際法に違反の戦争を起した国に對しての制裁戦争というものは、憲法九条の、国際紛争解決の手段としての戦争ではないということにもなりませうか。これは憲法九条の解釈です。

○林(修)政府委員 今仰せられましたいわゆる制裁戦争という言葉をございませうが、これはまだ国際的に確立した観念ではありません。また実践されてもおりません。従ひまして、いわゆる制裁戦争というものが、国際法的に確立されるような段階になりました場合には、これは別問題であります。たゞいまのところはそういう観念は確立しておりません。日本の憲法として、自衛のために必要な措置、こういうことしかできないと考えております。

○愛田委員 自衛のための自衛権の行使というものは、戦争のための戦闘で、すね、実際にそういう軍の行動を開始することになるのか、あるいは軍隊の對敵行動でなくて、たとえば一つの単なる事案のような形のものに解釈するのか。

○林(修)政府委員 自衛権の行使の内容でございませうが、これはそのときとさきによつていろいろの形があり得ると考えますが、いわゆる防衛のための措置でありまして、自衛のための措置、もちろん武力による措置も防衛の措置の中に入るものであります。

○愛田委員 今の林法制局長官のお説は非常にあいまいなことでして、憲法九条の解釈に政府のなしている行為がはなはだ釈然とせぬ言葉になつてゐるのであります。支那事案とか満州事案とかいふ單なる事案、これは武力の行使ではあつたが、戦争ではなかつた。すなわち最後まで宣戰の布告をしなかつたことにおいて、單なる事案だということになつております。が、こういう單なる事案と解釈するような武力の行使があり得るかどうか。

○林(修)政府委員 今のわが国の憲法の範圍においてなし得ますことは、自衛のための措置でございませう。自衛のたゞみの範圍において行ひ得ることだけでございます。その内容としては武力の行使もあり得ると思ひますけれども、いわゆる支那事案あるいは満州事案といふものは、日本の国内の防衛のためということとはまた別問題でございませう。今の憲法でできることは先ほど来申し上げました通りに、急迫不正な侵害があつた場合に日本を防衛する、そのために必要な範圍に限られる、こういうことだと思ひます。

○愛田委員 憲法に規定されている戦力という解釈は、今まで幾度變遷をやつてきたわけですが、最近における戦力といふものはどういふふうに解釈されておりますか。

○林(修)政府委員 これは最近ということではございませうが、昨年来同じことを申し上げておられますけれども、戦力といふ言葉にはいろいろの解釈のしようがあると思ひます。これは吉田内閣當時においては、いわゆる戦力といふ言葉を一定水準以上の戦い得る力、つまり近代戦争遂行能力ということにおける戦力と戦力といふたわけではございませう。

○愛田委員 あなたにお伺いする時間にはきようは非常に惜しいので、一つ國務大臣にお尋ねいたしますが、私がいつも心配してゐるのは、日米共同作戦といふものが非常に食わせものなんですよ。あなたは總理と御一緒にいつても自衛隊を防衛出動せしめる実権を握つておられる。あなたが日米の協議によつて、米側の申し出を拒否してまでも、日本にはかく憲法があり、かく国内法があるので、絶対に御協議には応じられませんとするほどの熱情を保持してゐる人であるならば、私はある程度の安心ができますが、あなたはこの国会を通じて米側に感謝感激しておられた、しかも現在の日本の自衛隊は、アメリカの協力なくしては自衛隊の行動は非常にむづかしいのだといつて、日本の自主的自衛隊といふものを否定しておられる。ここに問題がある。従つて二十四条の協議の結果、日本の憲法、国内法を無視する行動はしないといふ仰せられておられますけれども、アメリカそのものが日本の周辺のいづれかの國と戦ひを始めた場合に、日本の自衛

隊を、日本の申し出をそのままにしておつてくれるかどうか、これはわれわれきわめて憂慮にたえぬところですよ。日本の自衛隊をアメリカの司令官の支配下に置くことは、指揮官をだれにするかも協議してきまるのであるから、協議の結果日本の指揮官がアメリカの指揮官の中に吸収されて、アメリカの指揮官が行動する場合に自衛隊の行動は自主性を失うじやないですか。この点日米協議の結果指揮官がアメリカ人になつたときには、日本の自衛隊に對していかなる自主権が持たれますか。

○船田国務大臣 行政協定二十四条の場合、指揮官をだれにするかといふことについては、日本政府とアメリカ政府と協議をして決定せられるということになるわけでありませう。

○愛田委員 そのことじやないのです。その協議の結果アメリカ人が指揮官になつた場合に、日本の自衛隊はどうなるかといふことです。

○船田国務大臣 わが自衛隊といひましては、憲法及び国内法に從つて最善の防衛努力をいたします。

○愛田委員 アメリカ人の指揮官のもとにおける日本の自衛隊が、ここからは憲法違反だから行動をやめませうとか、ここからは自衛隊法違反だから行動をやめませうとか、そういう戦争ができませうか。

○船田国務大臣 ただいま御指摘のやうなことも、すべて日本政府とアメリカ政府と協議をして決定せられることになりませうが、わが方といたしましては、たびたび繰り返して申し上げる通り、憲法及び国内法に從つて最善の防衛努力をすることになるのであります。

○愛田委員 アメリカ人の指揮官が日本の自衛隊をその指揮下に置いておる場合、作戦計画において日本の自衛隊がアメリカの指揮官の指揮下に置かれておる場合、その場合にその自衛隊に對して、あなたはここからは憲法違反だから引き返せ、ここからは自衛隊法違反だから返せと云つて、向うが指揮をして居る途中から引き返す方があります。

○船田國務大臣 たびたび申し上げます通り、わが自衛隊といつたしましては、憲法及び国内法規に従つて最善の努力をいたします。

○愛田委員 あなたはなほだ用心深く今発言しておられますが、アメリカの指揮官が日本の自衛隊を吸収して戦いを今始めておる。外敵の侵入に對して、不正の侵略に對して戦いを始めておる。そのときに、はつきりお尋ねしますが、もしアメリカの指揮官が憲法違反及び自衛隊法、国内法違反をやつたら、指揮官が指揮をして居る途中自衛隊だけをあなたは呼び戻すかどうか、具体的な例から申します。

○船田國務大臣 さようなきわどい仮定の御質問には答えられません。

○愛田委員 さようなきわどい質問というが、きわどいだけに大事な問題ですよ。さようなきわどいとおっしゃつたが、あなたはこの問題は非常にきわどいとお考えを今持つておられるでしょう。少くとも今日の日本の自衛隊がアメリカの指揮官のもとに行動させられるときに、あなたは自衛隊の最高責任者の一人として、総理と二人が指揮官が憲法違反や国内法違反をやる作戦行動を始めたら、途中からさつと引き返せという命令を出すか出さないか

を開いておるのです。

○船田國務大臣 行政協定二十四条によりまして、いかなる共同動作をとるか、共同動作をするかということに協議したものであります。そのときにわが自衛隊は憲法及びわが国の法律に従つて行動する、最善の防衛努力をするという前提に立つて協議が行われるものと思ひます。

○愛田委員 そういうゆくりしたことを考へるような簡単な問題ではないのですよ。敵は急迫不正の侵害をして居る。国会に諮る間もなく急遽これに對して防衛行動をしなければならぬ、日米共同防衛の立場で作戦を練つておるというときに、もう間髪を入れざる急迫不正ですよ。そういうときに指揮官を向うにきめて、そういうこちらがその指揮官の支配下に属しておる場合に、ゆくりと落ちつくようなひまがありませんか。こういうときにあなたは日本の自衛隊をアメリカの指揮官の中に入れておきながら、最後に国内法に違反してないか、憲法に違反してないかというようなことを考へる余裕がありますか。實際問題として、これは日本の自衛隊はアメリカの指揮官のもとに迅速機敏なる行動をとらざるを得ないと思ひますが、事実上の問題としていかがお考えでありますか。

○船田國務大臣 日本の自衛隊は、これは日本の自衛隊でございまして、アメリカの軍隊ではございまして、アメリカの備兵ではございません。自主性を持つておるのであります。従ひまして先ほど来たたびたび申し上げておりますように、日本の地域、日本の区域及び日本の区域の近海におきまして侵略が行われたときには、行政協定二十四条の発動によつていかなる共同動作をとるか、作戦をするかということについて、日本政府とアメリカ政府と協議をするのであります。そのときにわが方といつたしましては自主性を持つておるアメリカ側と緊密な連絡をとつて協議をしなければなりません。わが方といつたしましては、たびたび繰り返して申し上げる通りに、わが憲法及び国内法規に従つて自衛隊が最善の防衛努力をする、こういうことになるのであります。

○愛田委員 もうこれ以上の問答をする必要がないと思ふのでありますが、しかし船田さんにとりては毅然としないものがあるのです。急迫不正の侵害は突如として起るのであつて、突如として起つた急迫不正の侵害に對し、日米が協議して憲法違反か国内法違反かを考へるひまがない、非常に急ぐ場合です。その場合に間髪を入れず敵の基地をたたき得る場合がある。あなたはたつたかたかなければいかぬような場合に、ゆくりと法規違反などを考へる余裕がありますか。すなわち日米の指揮官というものは、いづれかにきまつたさあつとした行動をとるのです。あなたはそういう非常に逼迫した場合はいつも例に引いて居るだけに、逼迫した場合は日米の作戦を私はお尋ねしておるのです。きわめて逼迫した場合は例を言つておるのです。

○船田國務大臣 これは先ほど来たたびたび同じことを繰り返して申し上げるのではありません。それによつて一つ御了承願ひたいと思ひます。

○愛田委員 私はそういうことのお尋

ねをよましよう。あなたは繰り返して同じことを御答弁せられておるわけだ、結局自衛隊といふものの行使を非常に用心深く説明をせられておる。従つてこの自衛隊の限界の解釈についても、失言をしないようにという用心深さがあるようでありますが、失言とか失言しないとかいう問題ではなくして、日本の運命をかける大事な自衛隊の解釈が起つておるのです。従つてあなたのお説をもつてするならば、現在の憲法をもつてしてはもはやこれ以上の兵力の増強といふことは、現在においてはおもひつき詰まつておる。木村前保安庁長官は二十二、三万人になつたら志願兵制度はもうだめになる、従つて徴兵制をしなければならぬといふ説を立てておられますが、あなたの昨年の御答弁とあわせて、二十二、三万人以上に兵力を増強する場合は必然的に徴兵制をしなければならぬとお考えになりますか。

○船田國務大臣 私は徴兵制を施行しなければならぬといふふうには考へておりません。

○愛田委員 志願兵制度の現在をもつてして外敵の侵略に對して、これに對抗する場合に、志願兵であるからその任期がきて新しく募集もできなくなるとか、あるいは志願兵が満期がきて除隊していくといふ場合に、その補充がきかない場合はいかなる措置をとられるか。

○船田國務大臣 私はそういう問題も憲法調査会ができたらく検討されるがよからうと思ひます。しかし私個人といつたしましては、徴兵制を今直ちにやつた方がよいなどといふことを考へてはおりませんし、またそういうこと

を申したこともございせん。

○愛田委員 それは調査会でやりたいとおっしゃつておられますが、實際の自衛隊の任務を遂行する上において、その自衛隊の隊員が除隊したりあるいは新しく戦争が開始されたために応募者がなくなつたといふ場合に、自衛隊が構成できますか。

○船田國務大臣 自衛隊法によりまして、六カ月ないし一年の任期を延長することはできることになつております。

○愛田委員 その任期の延長という問題と、新しく募集できないという状態になる場合とは、別に考へなくちやならない。

○船田國務大臣 そういう場合にも、任期の延長及び予備自衛官の活用といふことは、最善の努力をしてやつて参りました。防衛体制の整備に事欠かないように努力して参りたいと思ひます。

○愛田委員 非常事態に立ち至つて後統帥部の新しい志願者が非常に少くなつた、特殊な人は別として、非常に減つてきた、従つて今ある隊員を全部任期を延長するというふうな作戦をとつていこうという御答弁のように解釈したのでありますが、さように心得てよろしうございませうか。

○船田國務大臣 今の御質問の御趣旨がよくわかりませんが、もう一度お願いいたします。

○愛田委員 あなた今の今の御答弁では、自衛隊の在職期間を延長して、そういう志願者があとから続かないとかいふ場合の措置に充てるといふように私はお聞きしたのでありますが、さう心得ていいかということです。

二

○船田國務大臣 わが現行憲法及び自衛隊法の範圍内において最善の努力をいたします。

○受田委員 その最善の努力をするという場合は志願兵があとから続かないという場合を私は指摘しておるのです。具体的になつてゐるのです。

○船田國務大臣 さような事態になるかならぬかということは今から予測することができません。従いまして今日そういうきわめてまれな場合にどうするかということについて、ここに申し上げかねる次第でございます。

○受田委員 きわめてまれな場合を考へておかなければ不意なことが起るのです。きわめてまれな場合の措置までも考えないような計画は、はなはだ不意な計画だと思ふのです。この点きわめてまれな場合は、いつも政府の方針からはすという自衛隊の方針があるものであります。

○船田國務大臣 現行憲法及び自衛隊法のもとにおいて最善の努力をいたします。また今受田委員の仰せられるような事態が起るといたしますれば、わが国民は安閑としてはおらぬと思ひます。従いまして政府の最善の努力に呼応して、国民は十分これに協力してくれるものと私は信じます。

○受田委員 はなはだあやふやなお考へを大臣は持つておる、国民の忠誠を信頼しておられるような印象を受けたわけでありませう。清瀬さんと同じように国民の忠誠を信頼するということがなつておるようですが、私はこの自衛隊の将来の問題は、国民の上に精神的にも非常に影響を与えると思ふのです。志願兵制度の限界というものは

うおおよそ世界的にはつきりしてきてゐると思ふ。徴兵制をどの辺からしかかといふことも、各国の歴史の上からはつきりしてゐると思ふのです。日本の現状においてという意味ではなくて、一応世界のそうした徴兵制、志願兵制の制度の上における歴史上の立場から、あるいは現在における国際的な情勢から、日本の場合には志願兵制度の限界線がどの辺にあるかという見通しをお持ちでございませうか。

○船田國務大臣 今後国防會議等ができましたときに十分検討をいたします。

○受田委員 国防會議がというような先の問題ではなくて、現実に防衛の責任者として志願兵はどの辺までで限界がくるかというようなことをお持ちにならぬようでははなはだたよりないことになる。木村前保安庁長官もはつきり言明しておられるのだが、大体において日本の自衛隊を志願兵から徴兵に切りかえるのは二十二、三万だと言つておられますが、前木村長官の言葉はあなたとしては絶対にお退けになられるかあるいはあなたの御見解としてはいかなるものを持つておられるか、御答弁いただきたいと思ひます。

○船田國務大臣 防衛庁試案として持つております陸上十八万その他予備自衛官二万といつたような、最終の目標は三十五年度にきまつておりますが、それらの達成のためには私は志願兵で十分間に合うと考えております。

○受田委員 そうしますと昭和三十五年に海上、陸上、空軍を合せて大体二十二、三万になりますから、三十五年の目標は一応志願兵制度の限界線であらうと思ひます。

○船田國務大臣 それが限界線であるかどうかといふことは、十分研究してみなければわかりませんが、少くも三十五年度に達成せんとしてゐる最終目標を達成するためには、志願兵制で十分間に合う、かように考えておる次第であります。

○受田委員 船田さんは何かほかの委員会に行かれますか。

○船田國務大臣 参議院の方に呼ばれてゐますから……。

○受田委員 他國務大臣もおられるのですから、あなたもおられるならそこにおつていただきたい。それで船田さんとほかの大臣に關連する問題をお尋ね申し上げておきたいのであります。ここに根本さんがおられるのですけれども、あなたはこの憲法調査会法案を強引に、この國會を通そうとするやうな政府の大番頭として、一体この法案が通つて、調査会ができて、いつごろ調査会が結論を出すという目標を持つておられるのですか。

○根本政府委員 お答え申し上げます。この調査会は自主的に運営することになつておりますので、自主的に決定されることでありますから、今からいつごろ回答が出るかといふことは、まだ予測いたしておりません。

○根本政府委員 お答え申し上げます。調査会において一応案がまとまりましても、それを國會に發議する場合に、どういふふうな形になるか、今からこれは予測できません。その當時における國會の勢力なり、あるいはまたその當時の國會がどういふふうな考えを持つておるかといふことも今予測できませんから、この調査会の答申案が出ましても、それを直ちに原案として出すか、あるいはまた國會において特別にそれに考慮を加えて出すか、あるいは政府で出すかといふこともまだきまつておりませんから、その点については今から明確に申し上げることはできません。

○山本委員 本日は午後四時より本會議が開かれますので、暫時休憩いたしますが、本會議休憩後直ちに再開いたします。

午後四時三分休憩

午後七時二十四分開議

○山本委員 休憩前に引き続き、會議を開きます。

質疑を続行いたします。なお念のため申し上げますが、社会党委員の持ち時間は、残り時間わずか十分以内に納めておりますことを御了承の上質問を願ひます。細田君。

○細田委員 清瀬さんにお伺ひいたしますが、御承知のように、憲法が制定せられてまだ約十年、長い間官僚、軍閥のほとんど専制下に置かれたいわゆる欽定憲法のもとにおいて、日本の國民はまだ實際民主主義の政治生活になれていないと申しませうか、訓練さ

方々も民主主義國家とかあるいは基本的な人權の擁護とかいふことは言われますが、しかしいづゆる憲法改正を意圖されてその草案を發表されてからもうすでに二年たつ。欽定憲法のもとでは、申し上げるまでもなく、いづゆる不磨の大典としてこれを永久のものだと思つておつた。ところが國家の根本法である憲法がわずか十年にして、もう改正が必然であるかのごとく印象づけられておるといふことは、法生活の安定と申しませうか、また民主生活になれるというふうな意味において、非常に國民に現憲法に対する不安の念を持たせるのではないか。ひいては法治國として一番基本的に大事に考えなくてはならぬ憲法そのものが、常に動揺しておるといふ印象を國民に与えて、法の順守、法の尊重という觀念が薄らぐのではないかと思ひますが、この点に対する御所見を伺ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 私は日本の一般國民が民主主義になれておらぬとは思ひません。やはり日本人は文化知識をばや明治時代に受けておりますから、新憲法のとつた民主主義も了解しております。暴力で政治をやるといふことはきまつております。ただそれを知つておるがゆゑに、民主主義を了解しておるがゆゑに、完全な意思の自由を持たなかつた占領下の憲法には不満を抱いておるのでございます。

○細田委員 いわゆる政治の根本法である憲法が、わずか十年にして改正必至であるかのごとく強い印象を國民に現在与えていますが、法生活の安定、この意味からいっていかがでございますか。

ました質疑打ち切りの動議を採決いたしました。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮澤委員長代理 起立多数。よって質疑は打ち切られました。

本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもってお知らせいたします。

午後十一時二十六分散会

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局